

## 適用の除外行為（条例第39条関係）

	行 為 の 内 容
1	開発行為を伴わない階数が3以下で高さが10m未満(近隣商業地域は12m)で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計をいう。)が1,000㎡を超えない <u>自己の居住</u> の用に供する建築行為
2	開発行為を伴うが開発事業区域の面積が500㎡未満のもので、階数が3以下で高さが10m未満で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計をいう。)が1,000㎡を超えない <u>自己の居住</u> の用に供する建築行為
3	<p>都市計画法第29条第1項第11号の政令で定める次の開発行為</p> <p>(1) 仮設建築物の建築又は土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(3) 建築物の増築又は特定工作物の増設で当該増築に係る床面積の合計又は当該増設に係る築造面積が10㎡以内であるものの用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(4) 都市計画法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(5) (4)に掲げるもののほか、建築物の改築で当該改築に係る床面積の合計が10㎡以内であるものの用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(6) 主として当該開発区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物で、その延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物を新築する場合においては、その延べ面積の合計。)が50㎡以内のもの(これらの業務の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の50%以上のものに限る。)の新築の用に供する目的で当該開発区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行う開発行為で、その規模が100㎡以内であるもの</p>